

国際課税トピックス

スイス銀行からの顧客情報漏洩事件

1 事件の概要

外国の新聞では、2010年2月1日付け、日本の新聞（読売新聞）では、2010年2月3日の朝刊にこの事件が報道されている。

この事件の概要は、ドイツのメルケル首相がスイスの銀行から盗み出された顧客情報を購入する方針を公表したことから始まっている。ネット上にある外国の新聞社の記事では、この顧客情報を盗み出したとされる銀行員（以下「情報提供者」という。）の氏名及び銀行名等が書かれているが、いまだに特定されていないようである⁽¹⁾。

ドイツ財務省は、情報提供者がスイスの銀行から盗み出した1,500人分の口座情報を250万ユーロ（約3億円）で購入するように持ちかけられたのである。ドイツは、この銀行情報に基づいて脱税の摘発を行い、1億ユーロ（約122億円）の追徴を見込んでいる。

このような動きに対して、スイスの財務大臣は、盗み出された銀行情報を使用することは銀行の顧客のプライバシー侵害であると述べるとともに、ドイツの財務大臣との電話会談において、盗み出された情報を購入することはスイスにおいて犯罪であると述べている。

そして、この問題は、ドイツとスイス2国だけではなく、EU各国が関心を示したことで、今後、スイスの銀行の顧客名簿問題は広がりを見せる状況である。

2 スイス銀行等と課税当局の第1ラウンド

今回の顧客情報漏洩事件が注目されるだけの

背景がある。以下の(1)と(2)は、スイス銀行等と課税当局における銀行の顧客名簿公開を巡る第1ラウンドの事件である。

(1) LTG 事件

2006年にリヒテンシュタインの銀行（LTG）の行員（同行のコンピュータ技師）が顧客名簿1,400人分を持ち出してドイツの情報当局に500万ユーロ（約6億円）で売却し、これがドイツ等で脱税事件に発展したものである。

ドイツの課税当局は、2008年初頭からこの顧客名簿に記載された資料に基づいて税務調査を展開して約45億円の追徴課税を行った。この顧客名簿登載の者の約半分がドイツ人で、調査開始から数週間で約150人以上の家宅捜査を行ったのである。この調査対象となった者には、当時のドイツ郵政公社（民営化後）の会長がおり、脱税容疑により辞任するというスキャンダルとなったのである。ドイツは、取得した顧客名簿の情報を米国、オーストラリア等に提供したために、これらの国においても同様の事態となつた。

(2) UBS 事件

UBSはスイスに300以上所在する銀行の最大手であるが、2008年3月に同行の元社員が米国人の顧客に対して脱税のほう助をしたことで起訴された。この事件の処理として、UBSの財務最高責任者は、2008年7月に、同行は米国におけるプライベートバンキングから撤退することを発表している。

米国議会は、この事件を取り上げて同行の役員を議会に呼び出してヒアリングを実施したのである。そして、2009年2月18日に、UBSは、脱税ほう助に関して米国司法省と和解し、制裁

Topics of International Taxation

金7億8,000万ドルの支払と200人から300人の米国人顧客名簿を開示することになったのである。

しかし、この事件はこれで終了せず、米国司法省は、裁判所に依頼して発行された召喚状に基づいて、約5万2,000名といわれるすべての米国人の顧客名簿を公表するように、UBSに要求したのである。

仮に、スイス最大の銀行であるUBSが顧客名簿を公表することになれば、スイスから資金が流出して、金融界のみならず、スイス経済全体に大きな影響を及ぼすことから、2009年7月に、スイスの外務大臣がこの件で米国国務大臣と会談を行っている。そして、2009年8月に、スイスと米国はUBS問題で合意に達し、UBSは、4,450口座の所有者名を公開したのである。

3 スイス銀行等と課税当局の第2ラウンド

スイス銀行等と課税当局の第1ラウンドで判明したことは、スイスあるいはリヒテンシュタインというタックスヘイブンにある金融機関には、他の諸国からの脱税等の資金が隠匿されているという事実である。

また、2008年9月に起こったリーマンブラザーズの破綻による金融不況により、各国の財政事情が悪化しているところに、脱税した資金がタックスヘイブンに隠匿されている事が明るみに出たことで、2009年4月にロンドンで開催されたG20による金融サミットでは、タックスヘイブンの規制強化が宣言に盛り込まれたのである。すなわち、先進諸国は、タックスヘイブンに隠れた財源があるという認識を持ったことになる。また、このG20の動向及びOECDの情報交換に関する活動の成果として、先進諸国とタックスヘイブンとの間の情報交換協定の締結件数が2009年に急増する結果となっている。

このような状況下において、本論の冒頭に述

べたように、LTG事件と同様に、スイスの銀行から顧客情報が持ち出され、ドイツ当局はこれを購入する意向を示したのである。このドイツの動向は、各国の財政当局も関心を示しており、EUのうちのいくつかの国は、ドイツが顧客情報を入手したら自国の納税義務者の有無等について、写しが欲しい旨の見解を示している。また、オランダ等の国は、罰則なしの自主修正(penalty-free amnesty)を認めたことで、富裕層である納税義務者から多額の申告を得ている⁽²⁾。

この問題は、法律上の問題はあるにせよ、ドイツ等を支持する動きが今後も強まるものと推測されるのである。短期的には、資金がスイスから銀行の秘密保護法を保持運用しているオーストリア等に流出する恐れはあるが、長期的には、脱税された先進諸国と脱税資金の受け皿であるタックスヘイブンとの対立の構図は今後も継続することになる。

〔参考資料〕

- (1) http://www.monstersandcritics.com/news/europe/news/article_1530159.php/
- (2) http://news.yahoo.com/s/nm/20100203/wl_nm/us_swiss_banks_secrecy/print

中央大学商学部教授

矢内 一好